# 第4章 計画の基本的な考え方

# 1. 計画の基本理念

市民一人ひとりが、生きがいをもち元気に笑顔で生活するためには、住み慣れた場所で安心して安全に暮らせる「地域」が重要な基盤となります。地域福祉計画では、この基盤である地域をより長く住み続けたいと思える地域にするために、一人ひとりがそれぞれに合った形で協力し合い、支えたり、支えられたりしながら、お互い様の地域づくりを目指します。これは酒田市総合計画の中で示された市民共通の目標のひとつでもあります。

また、新型コロナウイルス感染症により変化した生活様式のもとで、人と人、人と 社会とがつながることを大切にし、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、多様性を認 め支え合いながら暮らせる共生社会の実現を目指します。

# 〈基本理念〉

暮らしと生きがいを共に創り、お互いが支え合う酒田 ~社会包摂による共生社会の実現を目指して~

### 2. 計画の基本目標

第4期計画の基本理念の実現のため、次のとおり基本目標を掲げ、「つながる」という視点に着目した、広範囲にわたる施策に取り組みます。

# I 共に支え合い、地域が「つながる」まち

市民誰もが、住み慣れた地域で豊かで安らぎに満ちた生活を送るためには、 お互いが理解・交流し、地域の課題解決に取り組もうとする姿勢が重要です。 災害時等においても孤立することなく、地域で暮らす者同士が、時には支え たり、支えられたりといった活動が広がるよう、地域の中で人と人が「つなが る」まちを目指します。

# Ⅱ 誰もが安心できる、福祉が「つながる」まち

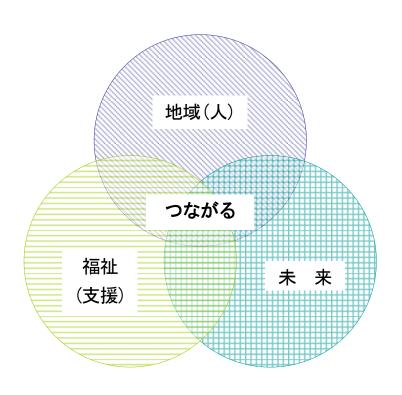
市民誰もが、どこの地域に住んでいても、安心して暮らすために、必要に応じて相談窓口や支援などにつながることができることが重要です。

誰一人として取り残さず、複合化、多様化する課題に対応できるよう、地域 や団体、行政各機関の連携協働、福祉以外の様々な分野との連携協働により福 祉などの支援が「つながる」まちを目指します。

# Ⅲ ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち

市民誰もが、生き生き暮らし、地域に住み続けたいと思えるためには、地域福祉を支える担い手やすべての人を認め合う豊かな心を育むことが重要です。

育んだ担い手や豊かな心が、地域の活動をより発展させ、誰もが尊重し合える未来に「つながる」持続可能なまちを目指します。

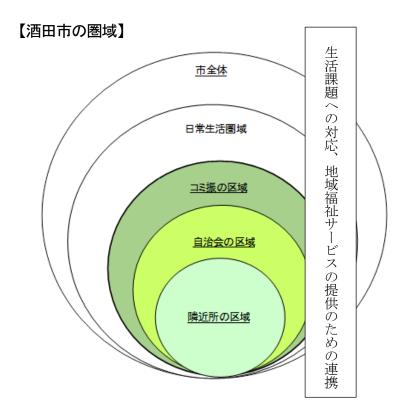


[「つながる」 イメージ]

# 3. 地域福祉の圏域

第4期計画では、今まで行われてきた地域福祉の施策や活動について、酒田市の地域福祉の圏域として整理し、それぞれの圏域に応じた取り組みを行います。

さらに、それぞれの圏域を超えて連携し、それぞれの特性を活かした支援を実施することで、より大きな支援の手法と住民の状況に応じたきめ細やかな支援が可能になり、包括的な支援体制づくりを進め、地域の課題に対応します。



## ※日常生活圏域

介護保険制度において、小中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくり活動単位など地域の特性を総合的に勘案して、市が設定した区域。市内10圏域。

### 【各圏域の主な実施主体と活動】

	主な実施主体	主な活動
市全体	市・福祉事務所 社会福祉協議会 ボランティア団体、NPO、企業等 医療機関	<ul><li>総合的な福祉施策の企画、実施</li><li>複合的、高度な課題への調整、対応</li><li>市全域を対象とした相談支援機関の運営</li><li>健康指導、在宅医療への対応</li></ul>
日常生活圏域	地域包括支援センター 社会福祉法人、福祉事業所	<ul><li>・日常生活圏域の福祉課題の把握、対応</li><li>・地域における相談機関</li><li>・社会資源の構築</li></ul>
コミュニティ振興会の区域	コミュニティ振興会 学区・地区社会福祉協議会	・地域の福祉課題の把握、対応 ・地域の福祉活動の拠点 ・地域の支え合い、居場所づくり、健康づくり
自治会の区域	自治会 民生委員·児童委員	・地域行事や自主防災組織の活動・身近な居場所づくり
隣近所の区域	市民(家族・親戚、隣組)	・日常的な見守り・声かけ ・除雪や災害時の協力

# 4. 地域福祉を推進する主な実施主体の役割

## (1) 隣近所の区域

## ① 市民

地域福祉の推進のためには、地域に住む市民が主役となって取り組んでいくことが重要になります。一人ひとりが互いに支え合う互助の意識の高い福祉コミュニティの構築に向けて、他人を思いやる心を育てていくとともに、サービスの受け手としてだけでなく福祉の担い手あるいはサービスを提供する側として、積極的に地域に関わっていくことが必要です。

誰もが安心して生活できる地域を維持していくためには、一人ひとりがその住んでいる地域を理解し、地域に愛着を持ち、地域のために尽力し、年齢、性別、障がいの有無に関らず一緒になって自分たちの住む地域をより良いものにしていこうとする協働の取り組みが求められています。地域での多様な活動への積極的参加や、ボランティア団体やNPO法人などへの参加を通じて地域の見守り・支え合い活動に取り組んでいくことが大切です。

# (2) 自治会の区域

#### ① 自治会

自治会は地域住民にとって最も身近な地域団体であり、コミュニティ振興会や学区・地区社協の活動を支え、まちづくり、地域づくりを行う基礎的な地域団体です。

お互いの顔が見える範囲で組織されている場合が多く、小規模であることの利点を活かし、高齢者の見守りや、障がい者、ひとり親など、支援が必要な人が孤立しないように地域福祉を推進していくことが期待されます。

また、住民同士の親睦と交流、共通の地域課題の解決などに大きな役割を果たしており、今後、その活動はますます重要になります。

#### ② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、公的身分を持つ民間のボランティアとして一貫して地域 住民の身近な相談相手として支援活動を行っています。高齢者、ひとり親家庭、心 身に障がいを有する人や近年増加している虐待やひきこもりなど、個人や家庭に起 こる困難について相談・援助を行っています。地域の身近な相談相手として、その 役割は重要性を増しています。

## (3)コミュニティ振興会の区域

## ① コミュニティ振興会

コミュニティ振興会は、自治会、福祉活動団体、体育振興会、スポーツ少年団、子ども会育成会、PTAなどの地域団体により構成されています。自治・防災・防犯・環境衛生・健康など各自治会に共通する地域課題・生活課題の解決のため、地域内で活動する各種団体の連携や協働を調整しながら、みずからまちづくり・地域づくりを推進するために地域住民が自主的に組織した、地域活動の中核となる組織です。

本市では、市内に36団体が組織され、それぞれに活発な活動が行われています。

## ② 学区·地区社会福祉協議会

学区・地区社協は、36地区(概ね旧小学校区=コミ振地区) それぞれを単位とする、地域住民の自主的な組織です。自治会組織、民生委員・児童委員協議会、福祉協力員、子ども会育成会、PTAなどを主な構成員とし、身近な地域における福祉活動の実践組織として活躍しています。

主な活動は、新・草の根事業の実施組織として、高齢者等の見守りネットワーク 支援事業、合同研修事業、ふれあい給食事業、地域あんしん事業、地域交流サロン 事業、福祉啓発の研修会の開催及び広報紙等の発行などを行っており、地域福祉の 活動主体として大きな役割を担っています。

## (4) 日常生活圏域

#### ① 地域包括支援センター

市内10カ所に設置された地域包括支援センターは、高齢者または家族の方に対する総合相談、支援、虐待の防止や早期発見、権利擁護に関する相談などを行っています。地域ケア会議等を通して、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担っています。

#### ② 社会福祉法人をはじめとする福祉事業者

福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、介護や障がい者支援など各分野に わたり、利用者の自立支援、サービスの質の確保、人材の育成、利用者保護及び権 利擁護などを行うほか、他のサービスとの連携に取り組んでいます。

地域福祉のニーズに応える新たなサービスの提供や住民の福祉、地域活動への参加支援など地域の福祉資源として地域社会と積極的に関わります。

## (5) 市全体

## ① 市

市は、市民からの多様なニーズに対応した公的福祉サービスを提供する役割を担っています。市民、自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社協、地域包括支援センター、市社協などと連携し、総合的な福祉施策の企画など、市全体の福祉活動の基盤づくりを行います。公的福祉サービスの充実を図るのはもちろんのこと、地域の課題解決のための仕組みづくり、取り組みを行う地域活動への支援など、より一層の環境整備を進めます。

複合的・高度な課題に対しては庁内の各部署と連携して対応にあたり、また、児 童相談所等、国や県の関係部署とも連携を図ります。

### ② 酒田市社会福祉協議会

酒田市社協は、地域福祉を推進する住民自治組織、民生委員・児童委員、福祉団体などさまざまな団体により組織されており、社会福祉法においても、地域福祉活動計画に基づいた各種事業の実施や企画立案等により住民を総合的に支援し、地域福祉を推進する中核的な団体として明確に位置づけられています。住民の生活支援に関するサービスの提供、ボランティア、住民主体の活動の振興・支援、地域での福祉ネットワークの形成など、地域福祉推進の中核として各種福祉事業を実施しています。市社協と市は車の両輪として、地域福祉を推進します。

## ③ ボランティア団体、NPO法人

ボランティア団体及びNPO法人は、主に特定の課題解決のために組織され、独 自の専門性を持ち、また、結びつきが柔軟で、広い範囲で人と人とをつなぐ力を持 っています。

高齢者支援、障がい者支援、子育て支援などの課題に加え、引きこもりや虐待、 再犯防止など、特定の課題への対応や地域に根ざした活動に取り組んでいます。ま た、関心のある市民をボランティアとして受け入れたりするなどの、市民の意識を 高め先導する役割も担っています。

## ④ 企業等

企業は、地域貢献や地域の一員としての意識から地域活動や技術等を生かした社 会貢献活動やボランティア活動に取り組みます。

また、地域の活動に積極的に参加するとともに、働く人が仕事と地域活動が両立できる環境づくりが期待されています。

## ⑤ 医療機関

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、なによりも心身両面の健康が重要です。高齢者が長く自立した生活を維持していくため、住民に対し生活習慣病の予防や生活機能低下の防止を指導します。また、日本海へルスケアネットと福祉が連携して、在宅医療・介護サービスが切れ目なく一体的に提供される体制を整備し、住民が安心できる医療を確保します。

# 5. 地域福祉活動の拠点

本計画の施策は、最も基本的な単位の家族から全市的なものまで多岐にわたりますが、地域住民主体の地域福祉活動の拠点としては、人とのつながり、活動の区域(範囲)の両面から概ね旧小学校区を区域とする「コミュニティセンター」がその中核を担うと考えています。

コミュニティセンターは、コミュニティ振興会等による地域の活性化に資する活動が行われるほか、この区域内の自治会、コミュニティ振興会、学区・地区社協、福祉団体、福祉事業者などがネットワークを結び、助け合い支え合う地域福祉活動を含む、防災、環境、子育て、文化など幅広い地域づくり活動が実践される場となることから、本計画ではコミュニティセンターを地域福祉活動の拠点と想定するものです。